

7月下旬
に送付

国民健康保険被保険者証の更新

☎ 保健医療課 ☎0823-43-1639

現在発行している被保険者証の有効期限は7月31日です。被保険者証は毎年更新しますので、8月1日以降、医療機関にかかるときには、新しい被保険者証を提示してください。

■ Q & A

- 新しい被保険者証はいつ送付されますか？
- △ 世帯主あてに7月下旬に送付します。
- 被保険者証はどこが変わりますか？
- △ 色が水色からオレンジ色へ変わります。
- 有効期限切れの被保険者証はどうすればいいですか？
- △ 各世帯で処分するか、江田島市へお返しください。

広島県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 令和6年 7月 31日
記号・番号 12345678 (枝番) 01	
氏名 江田島 太郎	
生年月日 昭和48年 1月 1日 性別 男	
適用開始年月日 平成30年 4月 1日	
交付年月日 令和5年 8月 1日	
世帯主氏名 江田島 一郎	
住所 広島県江田島市江田島町中央一丁目1番1号	
保険者番号 340224 交付者名 江田島市	
広島県江田島市大柿町大原505番地 TEL 0823-43-1639	印

7月下旬
に送付

後期高齢者医療被保険者証の更新

☎ 保健医療課 ☎0823-43-1639

現在発行している被保険者証の有効期限は7月31日です。被保険者証は毎年更新しますので、8月1日以降、医療機関にかかるときには、新しい被保険者証を提示してください。

■ Q & A

- 新しい被保険者証はいつ送付されますか？
- △ 広島県後期高齢者医療広域連合から黄色い封筒で7月下旬に送付します。
- 被保険者証はどこが変わりますか？
- △ 色がオレンジ色から紫色へ変わります。
- 有効期限切れの被保険者証はどうすればいいですか？
- △ 各世帯で処分するか、江田島市へお返しください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和XX年 7月 31日	
交付年月日 令和XX年XX月XX日	
被保険者番号	12345678
住所	〇〇市〇〇町123番地
氏名	広島 太郎 男
生年月日	昭和2X年XX月XX日
資格取得年月日	XXXX年XX月XX日
発効期日	令和XX年XX月XX日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39314 〇〇〇〇〇〇 広島県後期高齢者医療広域連合

7月中旬
に送付

後期高齢者医療保険料の通知書を送付

☎ 保健医療課 ☎0823-43-1639

7月中旬に後期高齢者医療保険料の通知書を送付します。

■ 保険料の決まり方

- ・ 加入者ごとに計算され、被保険者個人が納付します。
- ・ 4月～令和6年3月の12カ月分の保険料を、令和4年中の所得額により計算します。
- ・ 途中で加入された場合は加入月分から計算し、途中で喪失された場合、喪失月分は計算しません。

均等割額 45,840円	+	所得割額※1 所得割率8.67%	=	年間保険料 (上限66万円)
-----------------	---	---------------------	---	-------------------

※1 所得割額：(総所得金額など※2-基礎控除) × 0.0867
 ※2 総所得金額など：「公的年金収入-公的年金控除」、「事業収入-必要経費」などで、社会保険料控除などの各種所得控除をする前の金額です。

7月中旬
に送付

国民健康保険税の納税通知書を送付

☎ 税務課 ☎0823-43-1636

7月中旬に、今年度の国民健康保険税の納税通知書を送付します。

■納税義務者…世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、同一世帯に国民健康保険加入者がいれば世帯主が納税義務者になります。ただし、この場合の世帯主の所得は保険税の計算には含めません。

■ 令和5年度保険税の税率と賦課限度額

年税額 = (医療分①～④の計) + (後期高齢者支援金分①～④の計) + (介護分①～④の計)

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40～65歳未満)
①所得割 (基準総所得金額※に対するもの)	7.38%	2.49%	2.23%
②資産割 (固定資産税額に対するもの)	2.0% (7.0%)	1.0% (2.0%)	1.0%
③均等割 (加入者1人当たり)	28,200円	10,000円	10,000円
④平等割 (1世帯当たり)	20,600円	6,900円	5,100円
賦課限度額	65万円	22万円 (20万円)	17万円

かつこ内は令和4年度の数字。
 ※基準総所得金額 = 令和4年中の総所得金額等 - 基礎控除43万円

モデルケースは市ホームページに掲載

■ 保険税の軽減・減額について

- ・ 所得に応じて、③均等割、④平等割を軽減(7割軽減・5割軽減・2割軽減)します。
- ・ 申告がない場合、保険税の軽減対象に該当する方であっても軽減することができません。また、高額療養費などの給付の判定にも影響します。
- ・ 未就学児に係る均等割については、その5割を減額します。減額を受けるための手続きの必要はありません。なお、低所得者軽減が適用されている世帯に属する未就学児の均等割は、軽減後の額から5割減額となります。

■ 保険税の納め方

- ▶ 普通徴収：年税額を1期～8期で納めます。
- ・ 納付書 納期限内に、同封の納付書で納付してください。
- ・ 口座振替 納期限内に、指定口座から振り替えます。
 口座振替を希望する場合は、通帳と届出印を持って市内金融機関の窓口で手続きをしてください。口座振替依頼書は、本庁税務課、各市民センター(江田島・能美・沖美)、三高支所、市内金融機関の窓口にあります。
 現在、広島県内の国保加入者を対象に、金融機関での口座振替による保険税の納付を促進するためのキャンペーンを実施しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

▶ 年金特別徴収(年金から天引き)：納税通知書の4月～翌年2月の欄に税額が記載されています。

- ・ 年金支給月に世帯主の年金支給額から天引きされます。
- ・ 普通徴収(口座振替のみ)へ変更できます。申し出が必要ですので、お問い合わせください。

■ 資格の異動による税額変更

保険税は、4月～翌年3月の1年間で計算しています。
 今回の通知は、令和5年4月1日から6月30日までに届出のあった国保資格の異動や所得額の変更を含んで計算しています。令和5年7月1日以降に、国保資格の異動や所得額の変更があった場合は、月毎に再計算し、翌月以降に変更通知書を送付します。